

令和6年度 保健経理 経常費用 厚生費 助成金

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 横浜市職員共済組合 医療福祉課福祉事業係	担当者 渡辺 電 話 671-3400
----------	-----------	-----	---------------------------------	------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 職員健康ツール運用業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市職員共済組合の指定する場所
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和7年4月30日まで
又 は 期 限 期限 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 付与ポイント特記事項、委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項、個人情報取扱特記事項
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分、 場所)
- 7 委 託 概 要 横浜市職員共済組合データヘルス計画に基づき、組合員に対し、健康保持・増進に資するために、専用アプリの初期設定並びにWebサイト上にある健康ツールの提供及び運用等を委託する。

8 部 分 払

する (14回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
初期設定	令和6年3月	1	式		
月間使用料	令和6年4月～ 令和7年4月	13	月		
ポイント付加機能	令和6年3月	1	式		
健診データ対応	令和6年3月	1	式		
医療費・ジェネリック対応	令和6年3月	1	式		
イベント機能	令和6年4月～ 令和7年4月	(3)	回		
セキュリティコード発送業 務基本作業費用	令和6年4月～ 令和7年4月	13	月		
セキュリティコード発行費用	令和6年4月～ 令和7年4月	(1,300)	通		
セキュリティコード発送費用	令和6年4月～ 令和7年4月	(1,300)	通		

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額	¥ _____
内訳 業務価格	¥
消費税及び地方消費税相当額	¥

職員健康ツール運用業務委託仕様書

1 件名

職員健康ツール運用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年4月30日まで

3 委託概要

横浜市職員共済組合データヘルス計画に基づき、組合員に対し、健康保持・増進に資するために、専用アプリの初期設定並びに Web サイト上にある健康ツールの提供及び運用等を委託する。

4 定義

(1) 利用者

横浜市職員共済組合の組合員（約 36,000 人）

(2) 委託者

横浜市職員共済組合

(3) 受託者

健康ツールの提供及び運用等を実施する事業者

5 業務内容

(1) 専用アプリの初期設定

ア 専用アプリについて、令和6年4月1日から利用者が利用可能となるよう設定すること。

なお、当該利用者については、今後、新たに組合員となる者を含めるものとする。

イ 対象となるスマートフォンの OS について、iOS と Android OS のいずれにも対応できるものとし、各 OS が更新された場合はその更新に対応すること。また、別種の OS の利用が始まった場合は、その対応は別途協議すること。

(2) 健康ツール

下記項目は必須とし、下記以外の項目又は機能が当該ツールに備わっている場合はその内容を最大限活用すること。ただし、追加費用が必要な場合を除く。

ア パソコン・スマートフォンを用い、インターネットを介して利用が可能であること。

イ 主体的な健康意識向上及びその習慣化のため、利用者へ物品等に交換可能なポイント付与が可能であること。

ウ 体重・歩数を1日1枠以上登録・修正でき、いずれもグラフ又は表で1か月以上の期間について確認が可能であること。

- エ 委託者が提供する健診データを取込み、当該データの過去3年以上を利用者が確認できること。
- オ 委託者が提供した健診データから、異常値への警告表示及びその危険性について情報提供できること（ただし、医学的に裏付けがあるものに限る）。
- カ 効果的な生活習慣のための行動計画・目標を提案し、利用者が自由に選択及び決定が可能であり、また、その達成状況を記録できること。
- キ 月に1回以上、定期的な情報配信（健康情報・医療の基礎知識・食事レシピなど）を行うこと（ただし、医学的に裏付けがあるものに限る）。
- ク 年に1回以上、歩数イベントが実施できること。
- ケ 利用者個人の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与できること。
- コ 委託者が提供したレセプトデータ等から、医療費通知・ジェネリック転換提案が実施できること。
- サ 健診データ・医療費通知・ジェネリック転換提案の情報を閲覧の際は、通常のログインに加え、セキュリティコードの入力が必要となる2段階認証とすること。
なお、当該情報の閲覧を希望する利用者へのセキュリティコードの通知にあたっては、郵送を可とする。
- シ 委託者が運用状況を随時確認できること。

(3) 利用支援

年末年始を除き平日の10時から18時まで対応できるヘルプデスクを設置し、専門スタッフにより電話若しくは電子メール又はその両方に対応し、組合員の運用を支援すること。

(4) 委託者へのデータ提出

事前に委託者及び受託者でその利用目的及び範囲を特定し、受託者は、利用者へその内容を開示した上で、利用者から事前に承諾を得なければならない。

利用者が登録したデータの内、事前に範囲を特定したデータについて、委託者へ提出すること。

(5) データ保存サーバの監査

委託者提供データ及び利用者による登録データの保存サーバを国内に設置し、年に1回以上の監査を実施し報告すること。

(6) 情報共有

必要に応じて、委託者及び受託者とで委託業務の進行状況について情報共有を行うこと。

6 費用の負担

本事業に係る必要経費について、別紙「付与ポイント特記事項」に記載の物品等調達費用及び送料を除きすべて委託料に含めることとし、受託者の負担とする。

7 再委託の制限

受託者が委託者に事前申請しその承諾を得ない限り、受託者は受託業務の全部又は一部を第三者に再委託及び譲渡してはならない。

8 委託料の請求、支払

(1) 請求

受託者は、当該ツール運用開始後、運用月の月末ごとに翌月 15 日までに書面にて請求する。請求には利用明細を添付するものとする。

なお、1 日に 18 時間以上適切に運用されれば運用日数を 1 日とし、運用日数が月に 3 日以上欠ければ、運用月と判断しない。ただし、事前に受託者から委託者へ通告し、委託者が認めた場合は、その限りでない。その際の請求額は、運用日数が月に 15 日以上あれば月使用料の半額、15 日未満 7 日以上あれば月使用料の 4 分の 1 とし、端数については、切り捨てる。

(2) 支払

委託者は、受託者から請求があった場合、その内容を精査し、適法な請求書と認めるときは、受理した日から 30 日以内に受託者の指定する口座に振り込むこととする。

9 個人情報の取扱

(1) 個人情報取扱特記事項の遵守

「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについては万全の対策措置を講じなければならない。また、業務上知り得た事項について、他に漏らし又はこれを利用してはならない。また、第三者に提供及び利用させてはならない。これは契約期間中のみならず、準備期間中ならびに契約終了後においても、同様の取扱いとする。

(2) 個人情報取扱者の管理

情報セキュリティの運用、管理体制が整備されており、セキュリティ管理者及び担当者が指定されていること。従業員に対して個人情報保護と情報セキュリティの研修を定期的に行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めること。

(3) 事故発生時の体制について

個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんなどの事故が発生した場合の連絡体制及び対応フローを、書面で契約後速やかに委託者に提供すること。ただし、受託業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託先を含めた内容とすること。

10 データ及び記録の保管管理

(1) 支給品及び貸与品（入力帳票・データ等含む）

委託者は、対象者のデータを契約締結後に受託者に貸与する。リストの項目及び媒体については委託者と受託者とで協議の上、決定することとする。

(2) 支給品、貸与品及び成果品の授受上の留意事項

業務に必要なデータの受渡しについては、情報漏えいへの対策が講じられた手段で行うこと。

(3) 複写・複製の禁止の解除

必要が生じたときは、委託者の指示を受けるものとする。

(4) 廃棄の指示

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することと同時に、受託者が作成した本事業に関連するすべての情報の記録等については、委託契約期間終了後、委託者の管理のもと受託者の責任において完全に消去するものとする。

(5) データ保護上の留意事項（含・安全対策）

防災保管庫への保管、別施設への保管又はそれと同程度の保管を必要とする。「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) その他

業務上、生じた疑義については、委託者に連絡し、その指示に従うこと。

11 契約の更新

(1) 委託者及び受託者両者の合意のもと、年単位で契約の更新を可とする。

(2) 契約の更新を希望する場合、契約終了予定日の4か月前までに相手方に意思表示すること。

(3) 更新するにあたっては、原則、契約数量及び単価は従前の契約のとおりとする。ただし、両者同意のもと変更することを妨げない。

12 その他

(1) 実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 本仕様書及び特記事項に定めのない事項については、委託者と受託者とがその都度協議し定めるものとする。